令和3年3月18日提出

提出者 松山市議会議員 雲 峰 広 行

大 木 健太郎

山本智紀

松 波 雄 大

岡田教人

池田美恵

松 本 久美子

上田貞人

渡 部 昭

清 水 尚 美

吉 冨 健 一

角田敏郎

松山市議会会議規則の一部改正について 松山市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

記

松山市議会会議規則の一部を改正する規則

松山市議会会議規則(昭和42年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務,疾病,育児,看護,介護,配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「又は育児」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中「事故」を「公務,疾病,育児,看護,介護,配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「又は育児」を削り、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第135条第1項中「,請願者の住所および氏名(法人の場合にはその名称および代表者の氏名)を記載し,請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し,請願者が署名又は記名押印」に改め,同条中第4項を第5項とし,第3項を第4項とし,同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に,「または」を「又は」に改め,同項を同条第3項とし,同項の前に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文(点字による邦文を含む。)を用いて、請願の趣旨、 提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければ ならない。

付 則

この規則は,公布の日から施行する。

## (提案理由)

議員の本会議や委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、 出産について産前・産後期間にも配慮した規定の整備を図るほか、市議会に対する請願に 係る署名押印の見直しについて、標準市議会会議規則の一部改正に伴い、所要の規定の整 備を図るため、本案を提出する。